

令和6年5月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年5月10日（金）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員（農業委員）

1番	和田 守央	○	2番	釜谷 弘	○	3番	佐藤 正幸	○
4番	中谷 一民	○	5番	畑 昌男	○	6番	林 義文	○
7番	大西 敏夫	○	8番	田中 里美	○	9番	森口 佳幸	◎
10番	廣田 征男	◎	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	×	山田	山本 雄三	○	山田	笠原 伸也	○
紀見	嶋 鎌三	○	紀見	森本 芳克	×	隅田	中岡 耕二	○
隅田	島野 豊和	○	恋野	出山 泰久	○	学文路	峠 清彦	○
学文路	大上 史郎	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	尾上 文啓	×
信太	坂口 佳弘	○	信太	小谷 純一	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第4号 非農地証明願について

報 告 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和6年5月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号9番 森口 佳幸 委員
議席番号10番 廣田 征男 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第1号について承認することにご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
森口委員 ●提出番号1番
この案件については、坂口推進員さんから説明をお願いしたいと思えます。
坂口委員 譲受人が海外にでており譲受人の姉に意向を確認した。
面積的にも小さいので、少しずつきれいにしてみかんを植えたいと聞いています。
特にこの案件については、問題ないと思っています。
畑委員 ●提出番号2番
譲受人は、令和5年度に申請地近傍の農地を購入しています。申請地はすぐに耕作できる状態ではありませんが、令和5年の例もあることから、間違いなく農地として回復すると思われまます。特に、問題ないと思えます
中谷委員 ●提出番号3番
戦前は水田でしたが、50年以上不耕作地となっています。重機等を要すれば、農地に復元できると思えます。困難

と思われるが、書類上には不備なく問題ないと思います。

佐藤委員

●提出議案 4 番

調査の結果、問題ないと思います。

釜谷委員

●提出議案 5 番

今回、譲受人は、農地に隣接した住宅を購入したと聞いています。農地の状態はあまりよくなく、即耕作することは、難しいと思いますが、整備すれば問題ないと思います。

議長

議案第 2 号について質疑ございませんか。

廣田委員

はい、提出番号 3 番の案件で質問です。

本人が耕作するといえ、それをやめろとは言えないが、広大な不耕作地である本案件を 3 条で許可するという事について、事務局はどう考えていますか。

事務局

今回の申請を 3 条の許可とするか否かが問題になっていると思います。少し整理をさせていただきます。そもそも、農地法において、農地とは、土地に肥培管理を行って、作物を栽培する土地のことを言います。しかしながら、現在は耕作されていなくても、耕作しようとするれば、いつでも耕作をすることができる、いわゆる休耕地や不耕作地等も農地に含まれると定義されています。

今回、譲受人は、10 名程度の職員を雇い上げた上で、不耕作地を開墾し、農地にしたいと強い意志を示してございますので、事務局としては、3 条の申請が妥当と判断いたしました。

議長

他に質疑はありますか。

ないようですので、議案第 2 号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)

事務局

議案第 3 号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員

●提出番号 1 番

調査の結果、問題ないと思います。

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

ないようですので、議案第 3 号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第 4 号 非農地証明願について)

事務局 議案第 4 号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員 ●提出番号 1 番

現地を確認しましたが、農地として復旧するにはもう無理な状態でした。農地内にはボロボロになった建物もあり、コンクリートも敷かれていました。

もはや農地でないことから、致し方ないと思います。

議長 議案第 4 号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局 報告第 1 号について議案書を基に説明

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和 6 年 5 月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長(会長) 池田 泰子 印

署名委員 森口 佳幸 印

署名委員 廣田 征男 印